

# 特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト

## 謝金に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト（以下、本会という）が実施する事業等に関する従事又は出演及び講演・講師に対する謝金についての基準を定める。

### (謝金対象者)

第2条 本会が実施する事業等において、従事又は出演及び講演・講師を、本会正会員以外に依頼する場合と、本会正会員に対し依頼する場合について規定する。

### (本会が実施する事業等に関する従事又は出演、講演・講師に対する謝金)

第3条 本会が実施する事業等に関する従事又は出演及び講演に対する謝金は、下記の基準を上限とし、各々の条件や状況を勘案して、理事会にて定める。

- (1)従事、出演及び講演・講師 60分未満 11,000円（税込み）
- (2)従事、出演及び講演・講師 1時間～2時間未満 22,000円（税込み）
- (3)従事、出演及び講演・講師 2時間以上 55,000円（税込み）

2 前項の上限を超える場合は理事会に諮り承認を得るものとする。

### (交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第4条 第3条に定める謝金対象者には、謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給できるものとする。

- 2 理事長又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額ができると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

### (改正)

第5条 本規程の変更は理事会にて行う。

### (雑則)

第6条 本規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則1 本規程は令和4年10月26日より施行する。

- 2 令和5年8月21日改訂。第2条追加、第3条変更、ほか条数変更。